

26小監第2042号

平成27年2月6日

● ● ● ● 様

請求人代理人弁護士

● ● ● ● 様

小牧市監査委員 伊藤 二三

住民監査請求について（通知）

平成27年1月15日付けで提出された住民監査請求については、下記の理由により住民監査請求の対象とならないと判断しましたので通知します。

なお、監査委員伊藤茂は、監査の対象に関し直接の利害関係を有するわけではないが、本件監査請求に関しては、監査の客観性及び公平性の確保の観点から、監査を辞退したい旨の申出があり、当該申出を適当と判断し、本件監査への審査には加わりませんでした。

記

1 請求の要旨

- (1) 小牧市は、小牧駅前A街区に属する市の中心市街地の一等地に所在する市有地を一般競争入札により処分することなく、随意契約により処分した。
- (2) 対象財産は、一般競争入札により処分した場合には、より高額で処分されることが予想され、対象財産の隣地の取引事例と比べた場合、著しく廉価であると言わざるを得ない。

また、随意契約の原因となった改正後の要綱は、市長が認める場合には何らの制限なく随意契約を認めるものであり、要綱の改正は地方自治法の制限を逸脱するもので、市長が、対象財産を一般競争入

札によらず、随意契約により売却した行為は、違法・不当なものであると言わざるを得ない。

- (3) さらに、市長が有限責任社員を務めている会社が、本件売買契約の相手方から多額の借入を行っていたと推認される一方で、その借入先に対し、随意契約で当該土地を取得させるという利益や、著しく廉価な価格で取得させるという利益を供与することは、市長の職務の公正さを著しく欠くものであり、違法不当な財産の処分であると言わざるを得ない。
- (4) よって、市長は、市に対し、市が被った損害 1 億 5,301 万 7,363 円を支払うことを求める。
- (5) なお、本監査請求は、本件売買契約の平成 25 年 4 月 8 日から 1 年を経過した後に行うものであるが、市長が認める場合には随意契約ができるように要綱改正がされたことは、何ら市民に周知されず、また、市長が役員を務める会社が、本件売買契約の相手方から借入を行っていた事実についても何ら市民に明らかにされず、請求人は、本件売買契約日から 1 年以上経過した平成 27 年 1 月上旬に発行されたビラによりはじめて事実を知ったものであり、1 年以内に監査請求を行うことができなかった。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

- (1) 平成 25 年 4 月 8 日付け売買契約について、平成 27 年 1 月 15 日付けで監査請求書が提出されており、請求の対象となる財務会計上の行為から 1 年以上経過しているため、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書にいう「正当な理由」の有無が問題となる。

正当な理由の有無について、平成 14 年 9 月 12 日付け最高裁判所第一小法廷判決は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

また、同年 9 月 17 日付け最高裁判所第三小法廷判決は、相当な注意をもってする調査として、住民に対し、一般の閲覧に供される資料の内容の確認を求めている。

- (2) これに対して、請求人は、同法第 242 条第 2 項の正当な理由として

次のとおり主張している。

① 本件売買契約に先立って、市長が認める場合には随意契約ができるように要綱改正したことについて、何ら市民に周知されていなかった。

② 市長が役員を務める会社が、本件売買契約の当事者から借入を行っていた事実についても、何ら市民に明らかにされていなかった。

(3) ところで、本件監査請求の原因である小牧市が所有する小牧駅前A街区の土地の売却に関しては、平成24年11月26日の小牧市議会小牧駅周辺活性化委員会において、売却の相手から要望書の提出があり検討の結果売却を判断したとの報告がなされ、同年12月11日及び12日の小牧市議会第4回定例会で当該土地の売払いに関する質疑応答が行われ、平成25年3月13日の小牧市議会第1回定例会の総務委員会においては、当該土地の売払収入見込額について質疑応答が行われ、小牧市の公式ホームページに議事録として公開されている。

また、平成24年11月27日の市長による定例記者会見を受け、翌28日には、小牧市が翌年度（平成25年度）にも当該土地を売却することが3社から新聞報道され、平成25年5月24日に小牧市の公式ホームページに当該土地を売却した旨が掲載されている。

(4) こうした経緯から、遅くとも平成25年5月末日頃には住民が相当な注意力をもって調査をすれば、当該行為について、対象地、売却先、おおよその売却金額などを把握することができ、これにより情報公開制度に基づく行政文書の開示請求を行い売買契約に関する資料を入手し、請求人が主張する売買手段の違法性、売却価格の不当性を抱きうる状態、即ち、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解され、請求の対象となる財務会計行為から1年以内に住民監査請求は可能であったと認められることから、請求人の①の主張は正当な理由にあたらぬ。

また、請求人は、平成27年1月に発行されたビラを見て、市長が役員を務める会社が本件売買契約の相手方から借入を行っていた事実を知ってから、相当な期間内に監査請求をしたから、正当な理由が認められるとも主張している。しかし、正当な理由の有無は、相当の注意力をもった住民を基準に判断すべきであるところ、前述のとおり、住

民が相当な注意力をもって調査すれば、遅くとも平成 25 年 5 月末日頃には客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと認められる。したがって、②の主張は正当な理由を根拠付けるものではない。

3 結論

以上のおり、請求人の主張は、正当な理由を根拠付けるものではなく、本件監査請求は、地方自治法第 242 条の要件を満たさないと判断した。